

高等教育機関の生涯教育機能

辻 功

(筑波大学)

1. 問題の所在

大学、大学院等のいわゆる高等教育機関に生涯教育事業の一端を担ってもらおうという考えは、現在では当然のこととして、生涯教育関係者はもとより、市民一般にも受容されている。筆者もまた、その主張に異議を差し挟むものではない。それどころか、大学に籍を置くものとして、大学はもっと生涯教育の推進に積極的な役割を果たすべきだと考えている。

高等教育機関の生涯教育機能を強化すべきであるということには、大方の人々の意見の一致があるのであるが、「それでは、どのような機能を強化すべきであるか」というもう一段階踏み込んだ具体的な領域、目標となると、人々の主張が必ずしも一致していないのに気付く。むしろ、生涯教育機能の強化論は多極分化しているとさえいえそうである。

もちろん、主流は高等教育機関にかかわる諸制度、諸規則等を柔軟化し、高等教育を希望する市民一般にひろく門戸を開放し、市民の生涯学習要求を充足させようという強化論である。

「大学の正規の課程を成人に開放するための具体的方策としては、学士入学などの編入学を含め、昼間学部への正規の学生としての受け入れの拡大

4 特集 生涯学習社会と高等教育への期待

のほか、昼夜開講制、大学通信教育、放送大学などの開放型の制度の拡充や成人の学習も考慮した多様な教育課程の編成などが必要である。また、成人の大学での修学を容易にするため、他の教育機関において修得した単位の認定や単位の累積加算、あるいは成人の学力を考慮した入学者選抜方法及び入学後の学習評価の多様化を図ることや、社会経験を評価に加えることなども検討の余地がある。

一方、正規の課程以外の開放の形態としては、聴講生・研究生の制度や大学公開講座があるが、これらは大学に余裕があり、正規の教育に支障がない場合に実施されるのが現状である。したがって、これらを大学が教育活動の一環として取り入れ得るように諸条件の整備を進めなくてはならない。このうち、聴講生・研究生の制度は、学習条件に制約の多い成人の教育のための機会として、これに対する期待は大きい。また、大学の公開講座は、地域社会での生涯教育を進める上で効果的な企てであり、逐次その推進が図られている。加えて、一部の国立大学では、公開講座等の事業を推進するため、『大学教育開放センター』を設置するなどの試みも行われている。今後、更に地域住民の学習要求を把握しつつ、意欲的に公開講座の拡充を図り、大学の開放性を高めることが期待される」⁽¹⁾。

これは1981（昭和56）年に出された中央教育審議会（以下中教審と略称）答申の「大学教育の開放」の一節である。引用文が常識をこえて長くなってしまったが、まさに大学の生涯教育機能強化論の1つの有力な主張が、この文面に明確にあらわれていると考えられたからである。しかも、そこに述べられている具体的な改革案は、高等教育機関の制度や規則を柔軟化し、ひろく市民に高等教育を開放せよという制度柔軟化論の具体的な改革案をほとんどすべて網羅しており、これを紹介すれば、もうこれ以上具体的な改革案には言及する必要がなくなると考えたからである。筆者の私的判断になるが、少くとも「大学教育の開放」部分の叙述では、臨時教育審議会（以下臨教審と略称）答申は中教審答申をこえていない。

ともあれ、高等教育制度に弾力性をもたせ、運用の改善を図って、市民

一般に高等教育を開放しようというこの主張は、有名なカーネギー高等教育委員会の報告書⁽²⁾等にも広くみられるもので「高等教育と生涯教育」にかかわる論の中のいわば「主流派」と呼んで差支えのない生涯教育機能強化論である。

しかし、高等教育機関の生涯教育機能を強化しようというすべての主張が、上述の論に収斂していると考えるのは、いささか早計に過ぎよう。実は上述の制度柔軟化論とは異質の生涯教育機能強化論があるからである。

例えば、木田宏氏の論である⁽³⁾。木田氏の主張は IDE（現代の高等教育）の1988年2月号の「大人の大学へ」という論稿の中に簡潔に述べられている。木田氏は、自己の主張を展開するに当って上述の「主流派」にも配慮しているようで、最初の部分では「大学が就職前の猶予期間、未成年者の最後の楽園と言われるままであるならば、それは自己否定であり、大学の転落である。大学は社会人が何時でも学ぶことのできる教育機関となり、生涯学習を支える中核となる必要がある」と述べ、一見、上述の制度柔軟化論と同一線上に自己の主張が布置できるかのように思わせている。

しかし、同氏は続けて「大学がこの使命を達成するためには、大学院を整備（傍点は筆者）して、大きく二つの課題に答えなければならない。一つは高度の研究を進める事であり、他の一つは一般社会人の多様な学習課題に答えることである」と述べ、ここで自己の主張が「主流派」の制度柔軟化論とかなり異なるものであることを明らかにさせている。

木田氏はさらに次のように論を展開させる。すなわち、木田氏は、戦後間もなく設置された教育刷新委員会で他の委員に受け入れられなかった天野貞祐の大学改革論⁽⁴⁾を引用し、「戦後の学制改革において、天野貞祐のこの意見が容れられず、新制度の大学教育を旧制の如きエリート教育と考えて、旧帝大を新制大学に格下げしたことは、発展の流れに逆らう誠に遺憾な措置であった」とコメントしているのである。木田氏のいう「大人の大学」が、「主流派」の考える大学開放とはかなり異質のものであることはもはや疑う余地があるまい。

6 特集 生涯学習社会と高等教育への期待

しかし、念のため、天野貞祐の「この論」を紹介すれば、旧帝大を新制大学とせず「完備した総合学問所として大学院を構成し」、① 学問の研究産出 ② 全国の大卒者を選抜して研究者として育成 ③ 全国の各職域から派遣された内地留学生の再教育 ④ 一般社会人のための公開講座の開設 の4つの機能をこの大学院大学にもたせようという構想である。内地留学生の再教育や公開講座が4大柱の2つまでになっていることに驚嘆するものであるが、同時に内地留学生の再教育が全国の各職域からえりすぐった専門職業人に限られていることに注意せざるを得ない。

ところで、このような生涯教育機能を高等教育機関にもたせようという主張は木田氏ひとりの個人的意見では決していないのである。また、空論でもないのである。それどころかこの構想はいろいろな組織で現在、実施されようとしている。

例えば、総合研究大学院（仮称）の創設（1988年10月予定）がそれである⁽⁵⁾。この大学院は「国立大学共同利用研究所を母体とする大学院大学」であり、「当初は、数物科学研究科と生命科学研究科」で構成され、「後期3年の博士課程を予定」している。具体的には、「高エネルギー物理学研究所、分子科学研究所、統計数理研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、国立遺伝学研究所が母体」となる。

この総合研究大学院がどのような形で社会人の受け入れを行うかについては、現在の段階では未定である。しかし、先端的な科学技術の研究開発については企業等に極めて強い関心があるので、近い将来、当然実施されるであろう。しかし、その開放は「主流派」の主張するような開放ではなく、厳格にえりすぐられた一握りの社会人への開放となるに違いない。

1987（昭和62）年に発表された東京大学理学部の理学総合大学院（略称理学院）への改組（案）⁽⁶⁾も、上述の総合研究大学院とほぼ同一線上の動きとして把握してよいだろう。この理学院は「開かれた組織」を標榜しており、「学内他部局、他大学、国立研究機関、民間企業の研究機関との研究交流を活発化する」ことを謳っている。しかし、この理学院における社会人

の受け入れも、特別選抜のエリート社会人のみの受け入れになることは、ほぼ間違いない。

こゝで論議を原点に戻すと、もちろん、高等教育機関の生涯教育機能を強化しようという主張は上述の一ひろく一般市民に高等教育を開放しようという「主流派」と、一握りのえりすぐられたエリート的な社会人に開放しようという—2つの論に尽きるものではない。

例えば、既に制度として実現をみているのであるが、現職教員を大学院修士課程に入学させ、2年間の学習・研究を通して、教育界の中堅指導者に育てようという考え方は、上述のどちらの強化論にも入らない別種の生涯教育機能強化論と考えることができる。

このように、高等教育機関の生涯教育機能を強化しようという主張や動きは多様であり、多極分化している。問題は、このように狙いが相互に異なる多様な生涯教育機能強化論を果して高等教育機関が十分に咀嚼して矛盾・対立を生むことなく、実行に移すことができるかということである。臨教審答申は、「高度の学問的レベルの維持」と「広く市民に大学教育を開放すること」とが、少しも矛盾しないという前提に立って、論を進めているように受け取れるのであるが、本当に両者を同時に成立させることは可能なのであろうか。

さて、これまでは、主として制度の視点から生涯教育機能強化論にまつわる懸念を表明してきたのであるが、次に、社会人の大学における学習実態から、もう一度この問題を検討してみよう。

社会人学生の学習意欲や学業成績については、これまでさまざまな報告がなされているが⁽⁷⁾、こゝでは、社会人学生によって構成員のほとんどが占められている放送大学の場合をとりあげてみよう。

放送大学は1983（昭和58）年に開学し、1985（昭和60）年に授業を開始し、現在約2万1千人の学生が在籍している。彼等は、入学資格として高卒の条件があり大学卒業資格の取得を目指す「全科履習生」、1年間だけ在籍する「選科履習生」、1学期間だけ在籍する「科目履習生」、全科目履習

8 特集 生涯学習社会と高等教育への期待

生になるための学歴資格がなく、10単位修得後は全科目履習生に移行できる「特修生」の4種に分けられているが、放送教育開発センターが実施した調査によると、単位修得状況や学習意欲等において、それぞれのグループ間に大きな差がみられる。そのため「多数派ではあるが、多様な学生の一部に過ぎない特定の属性集団（女性、高卒、主婦等の属性）」に、「より適合的な教育機関」になっており、このまま「学生中の多数派に対し、より満足のいく教育を提供する方向に進んで、生涯教育機関としての性格を鮮明にしていくか、あるいは他の学生集団に対応するシステムを順次整備して、多チャンネルの総合的教育機関として発展する道を選ぶか」について関係者は戸惑っており「1つの岐路にさしかかっている」⁽⁸⁾ようである。開学後僅か3年しか経過していないのに、もうこのような問題に直面していることを知り、大学開放の難しさをいまさらのように実感するものであるが、しかし、一方、放送大学が学部段階の学生のみを受け入れている限り、それほどこの問題は深刻化しないと推測している。もし、仮に大学院の課程で、全科履習生、選科履習生、科目履習生、特修生にあたるような、学習能力や基礎学力の異なるさまざまな学生を「制度の柔軟化」「運用の改善」によって大量に受け入れた場合、果して高度の学問水準の維持は可能なのだろうか。

高等教育機関の生涯教育機能を考察する場合、社会のさまざまな要請にどう対応すべきか、どの要請にも応え得るのかを真剣に考えなければならない段階にきているのである。各種の答申類は、前述したようにさまざまな社会の要請を、矛盾や対立を生むことなく受容できるという前提で大学開放を論じているようであるが、事はそのように簡単ではあるまい。本稿ではこのような危機意識をもちながら、高等教育機関の生涯教育機能の強化の方策を模索したい。

2. 高等教育機関の生涯教育機能についての論議の歩み

これまでやや無規定のまま、高等教育とか、高等教育機関という言葉を使用してきたが、これからの論議に入る前に、この概念を少し検討しておこう。臨教審の答申では、高等教育機関の中に4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程をふくめている（もちろん、大学院博士、修士課程は含まれる）。さらに第二次答申では「高等教育機関の多様化と連携」の節において、教育訓練機関も含めて高等教育のあり方を論じている。

一方、OECDの教育研究革新センター（CERI）の報告書「高等教育における成人」⁽⁹⁾では、高等教育機関を「それぞれの国で正規の高等教育課程を開設し、学位や卒業証書を授与する資格があるとみなされている大学やそれに相当する教育機関」と定義している。カーネギー高等教育委員会の1973年の報告書も同様の定義づけをしている⁽¹⁰⁾

たしかに、高等教育機関を特定しない限り、その生涯教育機能を考察できないという論は厳密には正しい。例えば後期中等教育機関に直結し、しかも修学年限の短い高等教育機関等に、最新の技術革新に関する情報を社会人に提供するような再教育機能を要求することは無理であろう。当然なことであるが、高等教育機関の既成の性格がその機関の生涯教育機能を大きく規定する。

しかし、本稿では主として生涯教育機能の多極分化を問題にしておるので、その恐れのある高等教育機関のみを高等教育機関として考える立場をとりたい。臨教審が指摘しているように高等教育機関は今日多様な発展をみており、それらのすべてに目くばりをしていては、却って問題は拡散し、焦点が定まらなくなってしまうであろう。結論的にいえば、ここでは主として大学院をもっていたり、また、近い将来大学院をもつような4年制大学を想定して高等教育機関という言葉を使用している。

さて高等教育機関の生涯教育活動は、いうまでもなく、大学拡張(Univer-

sity Extension)から始まっている。もちろん、前世紀の中葉からはじまった大学拡張は生涯教育活動とか生涯教育事業とは呼ばれなかったが、実質的には生涯教育活動であった。つまり、この時期より、大学は生涯教育機能をもっていたといえる。しかも、この活動にかかわってきた関係者は長い間大学の制度の柔軟化や運営上の改善を図り一般市民の高等教育へのアクセスを容易にする方向での生涯教育機能の伸長を目指していたのである。

さて生涯教育機関としての大学という見方を最初に、しかも明確に打ち出したのは、1965（昭和40）年パリのユネスコ本部で開かれた国際成人教育推進会議であろう。この会議の有名なワーキングペーパーである「生涯教育について」の中では、生涯教育の発達に果す大学の役割は次の4つであると述べられている⁽¹¹⁾。

- ① 成人教育について体系的、科学的に研究すること
- ② 成人教育の教育家と行政官を定期的に養成すること
- ③ 成人教育者を指導し鼓舞すること
- ④ 正規の学生ではないが、高等教育程度の勉学と研究の資格をもつ人々に開放すること。

大学と生涯教育との関係を論議する場合、前述したように、一般には大学を市民にひろく開放する問題が主流となる。しかし、1965年のワーキングペーパーは、このような大学の開放の他に、成人教育学の体系的研究、成人教育関係者の計画的養成、成人教育者の研修・再教育をあげているのである。むしろそれらを、大学開放より、重視している気配すら窺えるのである。中教審答申も、臨教審答申も、いずれも大学の生涯教育機能を社会人の受け入れ（や技術革新に対応できる人材の育成）にだけ目をむけて論じているのであるが、むしろ、ワーキングペーパーが指摘しているような成人教育学の体系化、成人教育者の養成、成人教育者の研修の指導といった機能こそ大学の生涯教育機能として重視すべきだという考えも成立する。

たしかに、ワーキングペーパーが強調している大学の役割は地味である

し、社会の要請に直接応えるものではない。しかし、基礎的研究とリーダー養成という大学の本来の機能を考える時、1965年のこの国際会議の生涯教育機能論は傾聴に値するものといえる。

1986（昭和61）年、筑波大学生涯教育研究プロジェクトチームは「大学における生涯教育の実践と課題」についての調査を実施し⁽¹²⁾、その一環として、主として生涯教育を大学で研究している全国の国立大学の教官の調査も実施した。

その結果をみると現在、大学で研究されているテーマは、「成人教育の方法に関する研究」、「教育ニューメディア利用の新しい学習システムの研究」、「学習者の情報処理能力向上方法に関する研究」、「教育機会拡充の方策や方法に関する研究」、「学習継続に関する研究」等々多岐にわたっていることが判明した。いずれも、生涯教育を推進してゆく際に不可欠の研究テーマであるが、こうした研究に、国等が一層多くの財政的な援助を行ったり、研究者の増加を図らなければならないと考える。

一方、成人教育者の養成としては、まず社会教育主事講習があげられる。この講習は現在、全国の国立大学が多数参加し、相当な実績をあげていることは周知の事実である。また、多数の大学は大学在学中に社会教育主事の資格取得が可能のように、カリキュラム編成に工夫をこらしたり、学生便覧等を通して、その取得方法を理解させるなど周知方にも努力を払っている。臨教審の答申にはないが、大学は1965年のワーキングペーパーで指摘されたような生涯教育機能を黙々と果しているのである。

さらに、児童・生徒数の激減が必至の状況の下で教員養成大学・学部の改組が進行しているが、その改組の一環として、成人教育指導者養成の課程やコースがもうけられてきている⁽¹³⁾。例えば、埼玉大学の社会教育総合課程、横浜国立大学の生涯教育課程、島根大学の社会教育文化課程等がそれである。これらは、大学の生涯教育機能を積極的に推進するために生まれたというより児童・生徒数の減少によって、止むなく、学生定員をそちらにふりむけるという、いわば窮余の策としての成人教育指導者養成であ

12 特集 民間生涯教育事業の現状と課題

るから、無条件に賛美するわけにはいかないが、1965年のワーキングペーパーが主張した成人教育指導者養成が、わが国においてはここ数年の間にかなり伸長してきているのである。

さて論議を元に戻すと、1965年のワーキング・ペーパーは、たしかに、今日のような人々の生涯学習要求のもりあがりや、技術革新による急激な社会構造の変化を予想していなかったようである。生涯学習要求のもりあがりや技術革新を直視しながら、高等教育機関の生涯教育機能を論じたのは、前述したカーネギー高等教育委員会の報告書や中教審答申、臨教審答申である。カーネギー高等教育委員会の報告書は中等教育段階で生起している問題の解決を大きく視座に入れた改革案であるが、中教審答申や臨教審答申は、よりストレートに社会人の生涯学習要求のもり上りや技術革新の影響に対応した高等教育機関の改革構想である。これらの報告書や答申の中で提言されたいくつかの改革案については既に述べたように、もう論述する必要はない。

ただ、臨教審答申の大学改革構想の特色、とくに中教審答申との違いについては述べておく必要がある。臨教審答申の特色の1つは、大学の改革を大学内部だけで行うのではなく、企業その他を含めて行おうとしていることである。例えば、臨教審第二次答申では、社会人の大学へのアクセスを容易にするため、大学に対して「入学資格の自由化・弾力化」、「教育内容、評価方法等の工夫」、「社会人のための定員枠の確保」、「夜間大学院、昼夜開講制大学院の設置」、「パートタイム・スチューデント制の採用」等を要求すると同時に、送り手である企業等についても次のように要求しているのである。

「送り手の企業等においても、従業員が学習を継続できるように配慮する。また、中途採用を推進する観点からも、大学等における学習成果などを能力評価の客観的指標として活用することが必要である。このことは、人間の評価が人生の初期に獲得した形式的な学習に偏って行われているような今日の状況を改め、いっどこで学んでもそれが評価されるような人間

評価の多面化を進める上からも重要である」⁽¹⁴⁾。

こういった主張は第一次答申から第四次答申まで一貫してみられるもので臨教審答申のきわだった特色の1つとってよいだろう。黒羽亮一氏は、臨教審が企業の職業訓練機関と大学の関連について述べている部分を引用した後で「(この論旨は) 企業の内外を通じた生涯にわたる教育訓練体制を整備して、大学や大学院もそこに組み込ませようというようである。欧米の大学は、日本の大学ほど浮世離れしてはいないとしても、この提言ほどに、企業の訓練に大学が巻き込まれている国はあるまい。仮にこの論旨を肯定しても各企業の方が開かれたものになるだろうか。教育のことも、日本の企業の体質も考えない、独善的な構想である」と批判している⁽¹⁵⁾。が、とにかく、企業・大学・官庁・地域ぐるみの改革構想はこの答申の一大特色である。

大学の生涯教育機能に関連しての臨教審答申の第二の特色は、一般市民への大学の開放の推進と、大学における学術研究の積極的振興とが並記されていることである。もちろん、主に前者は「生涯学習体系への移行」の章節の中での主張であり、後者は「高等教育の改革と学術研究の振興」の中での主張であり一応別々の主張になっている。しかし、同一の答申に述べられているのであるから、たとえ異った章節でそれぞれ叙述されていたとしても、切り離して考察することはできない。これに反し1981(昭和56)年の中教審答申では一般市民への大学の開放推進が詳細に述べられているが、「近年の学術研究の飛躍的な発展の中で、未知の分野を開拓していく創造性あふれる優れた研究者の育成」⁽¹⁶⁾や、企業等における高度の専門職業人に対する需要の増大に対処する教育の改革にはほとんど触れられていない。しかし臨教審では後者についても熱烈にその必要を説き、しかも、その中でも社会人受け入れの弾力化の措置にも一部触れている。

「博士課程については、若手研究者としての位置付けなど研究者の育成に力点を置いて整備・拡充を図るとともに、社会人受入れのための弾力化の措置を講ずる⁽¹⁷⁾」。つまり、学術の先端を研究する博士課程も社会に開放す

るため、社会人受け入れの諸条件を弾力化し、入学資格等についても形式的制限を緩和するなどの措置をとることが勧告されているのである。本稿では生涯教育機能の多極化を問題にしているの、「一般市民への開放と学術研究の積極的振興との両方を大学に期待しているのが、臨教審答申なのである」と敢えて繰返しておきたい。

3. 高等教育機関の社会人受け入れ

高等教育機関の生涯教育機能強化論にみられる多極化にどう応えるかという本稿の主題に迫るもう一つの予備作業として、現在、大学はどの程度社会人を受け入れているか、その実態をみておこう。

文部省が発表した1986（昭和61）年度の大学公開講座の開設状況をみると⁽¹⁸⁾、全国の国・公・私大の72.7%が公開講座を開設している。実数で見ると、国・公・私大465大学中387大学が開設しているわけで、1879（昭和54）年度の1.7倍になっている。講座数は2511講座、受講者数は33万人で、1879年度のそれぞれ2.1倍、2.9倍に達している。

社会人を正規の学生としてどの程度受け入れているかを次にみてみよう⁽¹⁹⁾。まず、社会人受け入れのための特別選抜制度をもつ国・公・私大は1985（昭和60）年度51大学で、わずか2年前の1983年度の28大学と比較すると1.8倍の増強である。

当然、この社会人特別枠による大学入学者数は年々増加しており、1985（昭和60）年度は1441人になり、4年前の1981（昭和56）年度の647人と比較すると2.2倍になる。

大学夜間部の開設も1985（昭和60）年度66大学に達し、在籍学生は11万7000人余となっている。また、この他、夜間、土曜の午後等を中心とした昼夜開講の努力を払っている大学も国立大学だけでも5を数えることができる。

大学通信教育は、今から丁度30年前の1957（昭和62）年に発足している

が、1986（昭和61）年度には4年制大学で13、短期大学で10開設され、11万5000人の学生が在籍している。

その他、聴講生、研究生として大学に籍をおくものは4年制大学で約6000人、短期大学で1500人、専攻科生、別科生としての在籍者も合計で7000人に達している。

また、大学通信教育と連携し、入学資格に、あるいは卒業資格に通信教育で取得した単位等を加算する制度を設けている大学も出は始めている。

さらに、大学院生としての受け入れを行っている大学も増加し、その際、特別選抜制度を設けている研究科、夜間等の特定の時間に講義する研究科等も増え、1987（昭和62）年度の社会人入学者は963人に達している。

ところでこれらの数字をどのように読むべきかは非常に難しい。なぜなら、大学教育を希望する社会人の正確な母数が把握されていないからである。母数のとり方によっては日本の高等教育機関は社会人にそれなりに広く門戸を開放しているともいえるし、いや門戸をまだまだ閉ざしているともいえるからである。

放送大学は前述したように、現在2万1000人の在籍者があるが、開設以前に実施されたある調査によると約50万人の入学希望者が推測された。もちろん、その調査は全国の成人を対象とした調査であり、現在の放送大学生は放送大学テレビの受信可能地域である首都圏、群馬県及び長野県の一部に居住する者に限られているので、もともと比較はできない。しかし、首都圏の人口からみても、2万1000人と50万人の差異はあまりにも大きい。このように大学教育を希望する社会人の正確な数値を算出することは現在のところ不可能であり、現在の大学開放の実態を正しく評価することも、また不可能といえよう。

しかし、年を逐う毎に、大学の門戸は開かれてきており、大学教育にアクセスする社会人が増加していることだけは確かである。

ところで文部省が行った全国調査は、わが国全体の社会人受け入れの全体的傾向を把握するには適切であるが、全国的な統計のため、個々の大学

16 特集 民間生涯教育事業の現状と課題

の受け入れ状況や体制整備状況が直接肌で感得できない。大学といっても専門分野、所在地、大学の歴史等々によって大きく変るであろう。

そこで次に栃木県教育委員会が実施した「大学開放の実態調査」をみよう⁽²⁰⁾。もちろんこの調査は栃木県内に所在する10の高等教育機関を対象としたものである。ただ、この調査は4つの短期大学、1つの高等専門学校を含んだ調査であるので、そのことを考慮して資料をみる必要がある。ともあれ、この調査により次のようなことが判明した。

- 1 公式に大学開放の理念を表明する規定ないし文書をもつ大学、大学開放のための恒常的な組織をもつ大学はなかった。ただし、大学公開講座だけに限定すれば運営のための組織をもっている大学はかなりある。
- 2 公開講座（一定のテーマに即して数回連続して開設されるもの）や公開講演会（1回ないし2回程度開設されるもの）は各大学とも実施しているが、数は多くない。
- 3 聴講生制度、研究生制度等はほとんどの大学にあるが、受け入れ実数は少ない。
- 4 社会人を正規の学生として受け入れる特別選抜制度や社会人受け入れの定員枠などの措置をとっているところはない。

このような結果をもとにして、栃木県教育委員会は「今日のところ、一般社会人に対しては公開講座、聴講生制度だけが実質的に開かれているところであるが、聴講生の受け入れ数は少なく、大学の門戸は一般社会人に対してはかなり狭いといわなければならない。」と結論している。

前述の筑波大学生涯教育研究プロジェクトチームが実施した調査結果⁽²¹⁾もほぼ同様で、大学の社会人受け入れ制度はそれほど整っていなかった。

ともあれ、高等教育機関の生涯教育機能に関する実態調査のほとんどは、一般社会人の受け入れにかかわるものであることに注意しなければならない。もっと端的に言えば、大学の制度や規則等を柔軟化し、これまでの方式では大学の門をくぐることでできなかった社会人にも大学教育にアクセ

スするようにしなければならないという生涯教育機能強化論にかかわるデータのみが収集されているということである。1965年のワーキングペーパーが指摘したような、別の生涯教育機能強化論にかかわるデータはあまりない。僅かに、社会教育主事、学芸員、図書館司書資格の取得者にかかわる統計があるぐらいである。まして、技術革新に伴う高度の科学情報とかかわる大学の生涯教育機能の統計資料は皆無に近い。つまり、大学の生涯教育機能の考察に必要なデータにおいても、現状では大きな偏りがあるのである。

4. 高等教育機関の生涯教育機能の統合方策

高等教育機関の生涯教育機能を強化しなければならないという論議には大方の人々の一致がみられるが、「どのような生涯教育機能を強化すべきか」という一段踏みこんだ問題になると意見・考え方に差異があることを指摘した。

そしてその中で、高等教育機関の諸制度、諸規則の改正や運用の柔軟化によって、市民一般にひろく門戸を開放し高等教育を受けやすくすべきであるという主張が最も主流を占める意見であること、また それにむかっでの改善が次々となされ、年を追う毎に社会人の受け入れ人数が増加してきていることも考察した。

しかし、上述の生涯教育機能強化論とは異なる、むしろ対立する恐れもある生涯教育機能強化論——すなわち、学問水準を一層高める研究を振興し、高度の先端技術の開発をすすめ、その開発にかかわって特定の社会人の生涯学習を推進するような機能を強化すべきであるという意見もあること、しかもそれが単なる意見にとどまらず今や実行の段階に入ってきていることをみた。

また、1965年の成人教育推進国際会議のワーキング・ペーパーが指摘しているような、成人教育学の研究、成人教育者の計画的養成、研修会の開

催といった生涯教育機能もあること、またその実現にむけての施策も、若干ではあるが、行われてきていることも考察した。

さらに 上越教育大学、兵庫教育大学、鳴戸教育大学等が行っている現職教員の再教育（従来の講習などと違って、正規の大学院修士課程の学生として受け入れての2年間の再教育）のような生涯教育機能も看過できないことを指摘した。

一言でいえば、高等教育機関の生涯教育機能は教育制度の面からみても多極分化の傾向をみせているのである。一方、高等教育機関にアクセスしてきている学生層の多様化によっても多極化が生起しそうである。その典型例をわれわれは放送大学にみることができるが、制度や規則の柔軟化、運用の如何によっては、他の高等教育機関の在学者も当然多様化し、生涯教育機能は多極化する。

問題は、多極化する社会の要請、多極化する学生の教育要求の中で、それぞれの高等教育機関はそれに対応してゆくことができるのであろうかということである。下手をすれば、「二兎を追う者は一兎も得ず」という古諺のように、どの機能も不十分な働きしかしないという結果に陥る心配がある。

この心配を防ぐために、それぞれの高等教育機関に異った生涯教育機能を持たせようという方策が当然考えられる。学部のみをもつ大学には、一般市民に対する開放を、総合大学院（大学）には、主として先端科学の研究従事者に適わしい少数の社会人の受け入れを、そしてその中間の修士課程を主体とする大学には、専門職業人の再教育を担わせるという構想である。たしかにこのようにすれば生涯教育機能の低下や「虻蜂とらず」といった事態を回避できるが、一方、高等教育機関の格差を助長したり、「ひとしく教育を受ける権利を有する」という憲法26条の精神に反するような状況が生まれよう。

また、1つの高等教育機関の中で、学部、修士課程研究科、博士課程研究科のそれぞれが異った生涯教育機能を分担するという対策も考えられよ

う。しかし、ほとんどの高等教育機関は、現在のところ同一の研究者や教師が同一の施設を使用して多様な教育・研究活動を展開しているのであるから、新しいシステムを作って内部改革をしない限り機能分担は困難である。社会人の受け入れに積極的になればなるほど、研究活動は低下するというのが現在ほとんどの学問分野にみられる問題点なのである。

このような高等教育機関の生涯教育機能を強化することに伴う矛盾、対立をどのようにして最小限に食い止めることが可能であろうか。

まず、高等教育機関関係者の生涯教育に関する理解を高めることが重要である。現在は、どちらかといえば、関係者の意識改革より、制度の改革に重点がおかれ、制度の変化が先行している。そのため、関係者間、関係者と学生間に対立、不満が生起し、機能低下をもたらしている事例が多い。高等教育機関の生涯教育機能強化には関係者の意識改革が不可欠なのである。

第二は、高等教育機関に受け入れられた社会人の意識改革である。社会人であるという一種の甘えや偏狭な見方、行動が、高等教育機関がもっている多様な生涯教育機能の一部を損ねている場合がある。

第三は、大学の本質をしっかりと見据えた上での大学開放をすすめることである。大学の使命は、研究と、正規の学生に対する教育と、地域サービスの3つであるとみるのが一般的である。しかし、この3つの使命が同一レベルにあるのではなく、研究と教育がより上位にあるとみるのもこれまた共通認識であろう。また、その研究が基礎研究を中心にしたものであることも大方の人々の一致した見方である。

以上のような、大学の本来の姿を重視し、それを基盤にもちながら大学開放のあり方、進め方、範囲等を定めてゆくならば、無用なトラブルを防ぐことができよう。

第四は、高等教育機関の生涯教育機能にかかわるデータを、多角的かつ累積的に収集しなければならない。我田引水になって恐縮ではあるが、われわれ筑波大学生涯教育研究プロジェクトチームは、1986年には「大学に

における生涯教育の実践と課題についての調査研究」, 1987年には「大学の生涯教育に対する企業・教育委員会の期待に関する調査研究」を実施した。そして1988年も, 多少研究組織は変更したものの, ひき続きこの種の調査を実施した⁽²²⁾。これらの過程で痛感したことは, 高等教育機関の生涯教育機能に関する実証的研究の少なさであった。

黒羽亮一氏は「大学と成人職業教育」という論文で, 高度専門訓練を日本の大学や大学院で受けさせるより, 海外大学院で受けさせる傾向が, 銀行, 証券会社, 商社などに以前からあり, ますます強まっていることを指摘している⁽²³⁾。しかもそれが官公庁にも波及しているという。つまり, こうした組織が求めている能力は語学力, 国際感覚, 国際的な交友関係(力)であるが, このような要求や期待には「日本国内にどんなに優れた Business School を設けても」応えられないからだと論じている。黒羽氏の論の当否は別として, 銀行, 証券会社, 商社, 官公庁その他さまざまな組織における高等教育機関に対するホンネの期待, 要求を, もっと木目細かく把握する必要がある。

もちろん, 社会のさまざまな団体や組織が高等教育機関に寄せている期待や要求はアンケート調査だけで把握することは危険であり, 多様な方法論が使用されなければならない。例えば, 日本医師会と大学医学部の連携による医師の生涯教育活動⁽²⁴⁾, あるいは, 1988年6月6日に発表された薬剤師養成問題検討委員会の報告書⁽²⁵⁾の分析などの方法もとられなければならない。ちなみに同報告書では, 薬剤師の資質向上を図るため, 初任者研修と継続研修からなる生涯教育の重要性が強調され, 薬剤師や薬科大学などが協力して教育の企画, 実施主体となる組織を作り, 指導者の育成, 指導要綱の作成などを急ぐべきだとしている。これもまた, 生涯教育機関としての大学に寄せられている1つの社会的期待である。

第五は, それぞれの高等教育機関において論じられているさまざまな生涯教育機能強化論を, ばらばらに実践されている生涯教育活動を, 統合, 整備する組織をつくるべきである。上述の生涯教育機能にかかわるデータ

の収集もこの部局で行われるべきであるが、栃木県教育委員会の調査でも明らかになったように、これらの機関に生涯教育にかかわる規定類等が全く作られていないのが普通であるので、まず規定づくりなどから実施すべきであろう。ともあれこの組織は、既存の大学教育開放センターや大学公開室の組織をこえたものにならなければならない。そしてそれぞれの高等教育機関が自主的に生涯教育機能の統合化のシステムを構築してゆかなければならない。さもないと高等教育機関の格差が一層拡大したり同一機関がばらばらに多極分化するという深刻な事態をまねくようになるであろう。

注

1. 文部省『生涯教育（中央教育審議会答申）』1981年 pp.35～36
2. The Carnegie Commission on Higher Education : Toward a Learning Society, 1973.
 （黒田則博訳「学習社会をめざして」『現代のエスプリ』No.146 1979年至文堂）
3. 木田宏「大人の大学へ」『現代の高等教育』No.290 民主教育協会 1988年2月 P. 2～3
4. 天野貞祐「教育試論」『時事新報』1948年11月
5. 遠山敦子「臨教審以後の大学政策」『現代の高等教育』No.291 民主教育協会 1988年3月 P.60～66
6. 東京大学理学部「理学部の理学総合大学院（略称理学院）への拡充・改組（新型大学院の創設）中間試案」1987年3月（部内資料）
7. 例えば
 室 俊司「立教大学の社会人学生」『現代の高等教育』No.290 1988年2月
 太田時男「横浜国立大学における社会人教育の実態」『現代の高等教育』No.290
8. 岩永雅也「放送大学の学生たち」『現代の高等教育』No.290 民主教育協会 1988年2月 P.30～37
9. CERI (Center for Educational Research and Innovation) : Adults in Higher Education, 1987, OECD P.13

22 特集 民間生涯教育事業の現状と課題

10. カーネギー高等教育委員会著、黒田則博訳「学習社会をめざして」『現代のエスプリ』No.146 1979年
11. 日本ユネスコ国内委員会『社会教育の新しい方向—ユネスコの国際会議を中心として—』日本ユネスコ国内委員会 1967年
12. 筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『大学における生涯教育の実践と課題についての調査研究』筑波大学 1986年3月
13. 文部省大学課教育大学室「昭和63年度教員養成大学・学部及び付属学校関係予算の概要」1988年3月（部内資料）
14. 臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』1986年4月 P.41
15. 黒羽亮一「大学と成人職業教育」『現代の高等教育』No.290 民主教育協会 1988年2月 P.13
16. 臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』1986年4月 P.85
17. 臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』1986年4月 P.85
18. 朝日新聞 1988年5月4日 朝刊
19. 文部省大学課「資料にみる大学への社会人受入れ」『現代の高等教育』No.290 民主教育協会 1988年2月 P.38～41
20. 栃木県教育委員会「学校開放の推進方策に関する具体的・実証的研究—本県における大学開放の推進方策を中心として—」1988年（部内資料）
21. 筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『大学における生涯教育の実践と課題についての調査研究』筑波大学 1986年3月
22. 上記研究の他、筑波大学では大学と生涯教育について次の調査報告書を出している。

筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『大学の生涯教育に対する企業・教育委員会の期待に関する調査研究』1987年3月

筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『筑波大学昼夜開講大学院に対する期待調査』1988年7月

筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『筑波大学夜間大学院に対する期待調査』1988年7月

23. 黒羽亮一「大学と成人職業教育」『現代の高等教育』No.290 1988年2月 P.15～16
24. 堀 原一「医学教育からみた社会の要請への高等教育の対応」『大学研究』第1号 筑波大学大学研究センター 1988年3月 P.23～33

日本医師会「生涯教育の制度化」『日本医師会』95巻6号 1986年 その他、日本医師会雑誌 92巻、93巻などはいずれもこの問題を取りあげている。

25. 日本経済新聞 1988年6月7日 朝刊

なお、直接引用はしなかったが、臨教審の第一次、第三次、第四次答申、および「審議経過の概要」は参考にした。